

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第10号

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程（2019年4月規程第104号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(国外において研究を行う者の要件)</p> <p>第2条 国外において研究を行う者（以下「在外研究員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 申請時点で法人の教員であり、継続した勤務年数が2年以上の者</p> <p>(2) 当該年度4月1日現在において60歳以下の者</p> <p>(国外において研究を行う期間)</p>	<p>(在外研究員の人数)</p> <p>第2条 国外において研究を行う者（以下「在外研究員」という。）は、各年度において1名とする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(国外において研究を行う者の要件)</p> <p>第3条 在外研究員は、次の各号のいずれにも該当し、所属する領域の代表者から推薦を受けた者とする。</p> <p>(1) 申請時点で法人の常勤の教員であり、次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 国外において研究を行う期間（以下「在外研究期間」という。）の始期の時点において40歳未満の継続した勤務年数が3年以上の者</p> <p>イ 在外研究期間の始期の時点において40歳以上62歳以下の継続した勤務年数が5年以上の者</p> <p>(2) 法人における教育及び研究への貢献が期待できる者</p>



(在外研究計画の変更・中止)

第7条 略

(在外研究員の義務及び責任)

第8条 略

2 理事長は、前項の義務に違反した事実が生じた場合には、在外研究の承認を取り消し、及び在外研究費の全部又は一部の返還を求めることができる。

3 略

(在外研究の報告及び発表)

第9条 略

2 在外研究員は、帰学後3月以内に在外研究報告書1部を理事長に提出するとともに、在外研究の成果を学内で発表しなければならない。

---

---

---

---

---

第8条

第9条

2 理事長は、在外研究員が次のいずれかに該当した場合には、在外研究の承認を取り消し、及び在外研究費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 前項の義務に違反した事実が生じたとき。

(2) 在外研究期間前又は在外研究期間中に懲戒を受けたとき。

(3) 在外研究期間に休職、停職、病気休暇、特別休暇（産前休暇及び産後休暇に限る。）、休業その他勤務しない日（週休日及び職員の休日を除く。）があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか理事長が認めるとき。

第10条

2 在外研究員は、帰学後1箇月以内に在外研究報告書1部を理事長に提出するとともに、在外研究の成果を学内で発表しなければならない。

(在外研究期間中の領域等の責務)

第11条 在外研究員の所属する領域及び分野は、在外研究期間中における当該在外研究員の代替その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(非常勤講師等の採用等)

第12条 理事長は、在外研究期間中において

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(施行細則の委任)</p> <p>第10条 略</p>	<p><u>て、必要と認める場合は、予算の範囲内</u></p> <p><u>において、非常勤講師の採用その他必要</u></p> <p><u>な措置を講じるものとする。</u></p> <p>第13条</p>
---	---

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。